

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	障害者就業・生活支援センター事業	宮崎東諸県圏域における障がい者の就業に伴う日常生活又は社会生活上の相談対応その他必要な支援業務の委託	5,780,794	第167条の2第1項第2号	本業務は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第27条の規定により知事が指定する法人が、同法第28条に規定する業務を行うこととなっている。 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団は、平成15年4月1日付けで障害者就業・生活支援センターとして指定を受けており、指定に係る業務を受託する法人は、宮崎東諸県障がい保健福祉圏域で、当法人以外に存在しないことから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 障がい福祉課
2	障がい者雇用コーディネーター事業	宮崎東諸県圏域における求人開拓等の障がい者雇用に係る業務委託	2,696,614	第167条の2第1項第2号	本業務は、障がい者雇用に係る総合相談窓口であり、就業面及び生活面の一体的な支援を実施する県内7つの障害者就業・生活支援センターのうち、支援対象障がい者が多い宮崎東諸県圏域の同センターに、特別に「障がい者雇用コーディネーター」を1名配置し、雇用に係る業務について委託するものである。 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団は、平成15年度から、宮崎東諸県圏域の障害者就業・生活支援センターとしての指定を受けている法人であり、業務を誠実に履行している。 以上のことから、宮崎東諸県圏域において本事業を委託するのは当法人において他にないため、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 障がい福祉課
3	発達障がい者等支援事業の業務委託	発達障害者支援センターの運営業務、発達障がいに関する関係機関への助言指導等を行う地域支援マネジャーの配置	78,646,700	第167条の2第1項第2号	本業務は、発達障がい者を有する障がい児(者)及びその家族に対する相談支援や発達支援、就労支援等の総合的な支援を行う本県の拠点施設である宮崎県発達障害者支援センターを県央、県北、県西に設置、運営する事業である。 委託先としては、発達障がい児(者)の療育や就労支援のスキルを持つ職員を配置するなど、様々な相談に的確に対応できる、専門的かつ総合的な支援体制を有することが必要である。 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団は、この総合的な支援を行うことのできる専門的な知識やスキルを持つスタッフを十分に擁するとともに、県央、県北、県西に拠点施設を有するなど、総合的な支援体制が確立されていることに加え、これまで、本事業をはじめ、発達障がい児(者)の支援に係る県事業を良好に受託・実施してきており、その中で蓄積した支援ノウハウも活用できるなど、本県の発達障がい児(者)の総合的かつ効果的な支援を行える唯一の法人であり、委託先としては当法人において他にない。	福祉保健部 障がい福祉課
4	障がい児等療育支援事業委託料	在宅の障がい児等の地域生活支援として、家庭訪問や外来、職員等支援等により身近な地域での療育支援、相談等の実施	4,912,830	第167条の2第1項第2号	本業務は原則、手帳を所持していない障がい児等を対象に療育支援や相談を行う事業であり、県内9の事業所に委託し事業を実施している。 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団は、平成8年度から、ひかり学園(延岡市)と高千穂学園(都城市)を県北と県西の相談機関として事業を実施しており、各圏域で障害児入所施設としての実績や経験を生かした専門的継続的な支援を実施できる法人は他にないことから、委託先としては当法人において他にない。	福祉保健部 障がい福祉課